

「新潟市食の安全基本方針(第4次改定素案)」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市食の安全基本方針(第4次改定素案)」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

令和7年1月10日(金曜)～令和7年2月9日(日曜)

■結果公表日

令和7年4月1日(火曜)

■広報手段

- ・市ホームページに掲載
- ・市政情報室、食の安全推進課、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料配布

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：1名(提出方法：メール1件)
- ・意見数：1件
- ・案の修正：0件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・食の安全推進課(総合保健医療センター 3階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

■問い合わせ先

新潟市保健所食の安全推進課(総合保健医療センター 3階)

所在地：〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

電話：025-212-8226 FAX：025-246-5673

電子メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp

「新潟市食の安全基本方針（第4次改定素案）」に対する パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する 市の考え方	案の 修正
1	全体	<p>私は香害によって化学物質過敏症を発症し、体調不良が起きるなどして困っています。食という観点からも、「無香料商品の推奨」「無香料石鹼やアルカリ剤の推奨」「オーガニック化の推進」を行うなどしてほしい。</p>	<p>本市では、これまでもホームページへの香害に関する情報の掲載及び、庁舎内掲示板へのポスター掲示等により、香料等によって体調を崩す人がいることの周知や人の集まる場所等での配慮をお願いしてきました。今後も取り組みは続けていきますが、本計画内での位置付けを行う予定はございません。</p>	無